

別表十(十一)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表十(十一)

令八・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書									
利益の分配の額の計算	金銭の分配の額	1		円	社債的受益権に係る受益証券の発行	社債的受益権の元本の当期末残高	17		円
	超過分配額	2							
	利益の分配の額 (1) - (2)	3				$(17) \times \frac{5}{100}$	18		
	税引前当期純利益金額	4				期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	19		
	前期繰越損失の額	5							
	減損損失の額	6				$(18) - (19)$	20		
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7							
	差引計	8				当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21		
	(社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)-(26) (マイナスの場合は0)	9				特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた金額	22		
	「16」欄 分配額	10							
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合						(22)	23		
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」									
② 「区分番号」欄：「00398」									
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額						算入される	24		
$(12) \times \frac{100}{100}$							13		
(1)が(13)を超える場合の(3)の額						場	14		
所得金額合計 (別表四「34の①」)						合	15		
利益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (14)と(15)のうち少ない金額						の	16		
						調			
						整			
						社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 (20) + (25) × 2	26		

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額等の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総分配額	27		円	分配可能	税引前当期純利益金額	34		円		
	超過分配額	28					期首欠損金の額	35			
	「33」欄 分配額						減損損失の額	36			
	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合						$< \frac{70}{100}$	37			
	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の3第1項」										
	② 「区分番号」欄：「00399」						配	38			
	③ 「適用額」欄：「33」欄の金額						の				
							の	39			
	所得金額合計 (別表四「34の①」)						計	32			
	収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 (31)と(32)のうち少ない金額						算	33			
						の					
						超過分配事業年度後に (39)に充てられた金額	40				
						分配可能収益の額 (38) + (39) - (40)	41				